

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 令和6年2月14日

【四半期会計期間】 第134期第3四半期(自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日)

【会社名】 株式会社御園座

【英訳名】 Misonoza Theatrical Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮崎 敏明

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄一丁目6番14号

【電話番号】 (052)222-8202

【事務連絡者氏名】 執行役員総務経理部長 島田 治彦

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄一丁目6番14号

【電話番号】 (052)222-8202

【事務連絡者氏名】 執行役員総務経理部長 島田 治彦

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第133期 第3四半期 累計期間	第134期 第3四半期 累計期間	第133期
会計期間	自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日	自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
売上高 (百万円)	1,930	2,559	2,729
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	47	189	58
四半期純利益又は四半期(当期)純損失( ) (百万円)	124	164	57
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	2,271	2,271	2,271
発行済株式総数 (千株)	4,984	4,984	4,984
純資産額 (百万円)	4,318	4,556	4,384
総資産額 (百万円)	5,993	6,065	6,316
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失( ) (円)	25.03	33.08	11.64
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.1	75.1	69.4

回次	第133期 第3四半期 会計期間	第134期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日	自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	3.33	14.49

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、以下を除き重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

継続企業の前提に関する重要事象等については、次のとおり第2四半期累計期間において解消したと判断しております。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類に変更になり、社会経済活動は正常化に向っております。こうした中、当社は感染対策の徹底を図り、第2四半期累計期間において予定していた公演をすべて順調に上演することが出来ました。第2半期累計期間の売上高は17億1千7百万円と、前年同期と比較して大幅に増加し、多種多様な公演実施やコスト削減への努力により営業損益、経常損益、四半期純利益についてもすべて黒字転換いたしました。また、第2四半期会計期間末の現金及び預金の残高に加え、資金計画に基づき取引金融機関と協議を行い、適切に運転資金を確保する計画を実行しております。

通期としても継続した営業損失が発生しない見通しとなり、第2四半期累計期間末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと判断し、前事業年度の有価証券報告書に記載した「第2事業の状況 3事業等のリスク（(3)継続企業の前提に関する重要事象等）」は消滅しております。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、消費者物価は上昇するも、一部に足踏みもみられるが、景気及び個人消費は緩やかに回復している状況で推移いたしました。

当社におきましては、徹底した感染拡大予防対策を実施し、お客様と公演関係者の安心・安全を最優先に考え、安心してご来場いただけるよう努め、その中で引き続きお客様の嗜好に合わせた公演の実現、観客動員の維持も図りながら、注意深く上演しております。

今後につきましても、感染拡大の防止策を徹底し、社会経済活動が段階的に回復する中、公演数及び観客動員の拡大を図りながら、お客様に喜んで頂ける公演を増加させていく予定であります。

当社は、以下のとおり、令和5年4月から12月までに公演を28種類、上演日数として161日間、上演回数として227回（前年同期190回）の実施を致しました。

<当第3四半期累計期間の上演実施作品>

公演名	上演期間	上演日数	上演回数
陽春花形歌舞伎	4月1日～22日	22	40
ミュージカル『青春 POP ROCK ルーザーヴィル』	4月26日～30日	5	8
『ザ・ミュージック・マン』	5月6日～7日	2	3
純烈 御園座公演 スーパー・ササダンゴ・シアター	5月20日～21日	2	4
坂東玉三郎コンサート『あなたへ歌を』	5月27日～28日	2	2
ミュージカル『エリザベス・アーデンVSヘレナ・ルビンスタイン - WARPAINT - 』	6月2日～4日	3	5
ミュージカル『She Loves Me』	6月8日～10日	3	5
少年忍者『俺たちのBANG!!!～大劇場を占拠せよ～』	6月13日～17日	5	8
『ザ・ニュースペーパー』	6月18日	1	1
御園座6月公演 松平健 辰巳ゆうと 桂米團治	6月21日～26日	6	9
山内恵介コンサート2023in御園座	7月1日～2日	2	3
鶴瓶御園座独演会	7月8日～9日	2	2
よしもと祭りだぜい!全11公演	7月11日～17日	7	11
夏だぜ!!!吉本新喜劇&パラエティ公演	7月18日～23日	6	11
石川さゆり2023御園座スペシャル	7月25日～30日	6	6
ブロードウェイ・ミュージカル『ピーターパン』	8月5日～6日	2	3
舞台『千と千尋の神隠し』	8月13日～26日	14	18
ブロードウェイ・ミュージカル『ビートルジュース』	9月2日～8日	7	8
ザ・ニュースペーパー特別公演	9月10日	1	1
大地真央主演『最高のオパハン中島ハルコ』	9月13日～20日	8	12
舟木一夫御園座コンサート2023	9月22日～24日	3	3
片岡仁左衛門 坂東玉三郎 錦秋特別公演	10月7日～24日	18	16
明石家さんま座長公演 笑輪の笑い全国ツアー	10月28日～29日	2	3
梅沢富美男 水森かおり 特別公演	11月4日～13日	10	14
年末恒例大爆笑大会 よしもと爆笑公演	11月14日～19日	6	11
前川清スペシャルコンサートin御園座	11月23日	1	1
ミュージカル・ピカレスク『LUPIN～カリオストロ伯爵夫人の秘密』	12月7日～20日	14	18
加藤登紀子ほろ酔いコンサート	12月23日	1	1
合計		161	227

(上演日数には休演日も含みます)

公演中止となった当第3四半期累計期間の上演予定作品

公演名	上演期間	上演日数	上演回数
該当なし		-	-
合計		-	-

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は、25億5千9百万円（前年同期は19億3千万円）となりました。売上高は増加し、利益面では、営業利益1億9千6百万円（前年同期は営業損失2千8百万円）、経常利益1億8千9百万円（前年同期は経常損失4千7百万円）、四半期純利益1億6千4百万円（前年同期は四半期純損失1億2千4百万円）となりました。

なお、当第3四半期累計期間に予定していた公演をすべて順調に上演できましたので、公演中止に伴う特別損失はございません。

当社の報告セグメントは劇場事業単一セグメントでありますので、セグメント別の記載は省略しております。

当第3四半期会計期間末における財政状態の状況は、以下のとおりであります。

#### 資産の部

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は、10億8千3百万円となり、前事業年度末に比べ9千5百万円の減少となりました。この主な要因は、現金及び預金1億7千5百万円増加した一方で、売掛金が1億9千9百万円減少、未収入金が5千万円減少したことによるものであります。固定資産の残高は、49億8千1百万円となり、前事業年度末に比べ1億5千5百万円の減少となりました。この主な要因は、建物及び構築物が9千1百万円、機械及び装置が6千8百万円減少したことによるものであります。この結果、総資産は、60億6千5百万円となり、前事業年度末に比べ2億5千万円の減少となりました。

#### 負債の部

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は、5億9千4百万円となり、前事業年度末に比べ2億6千5百万円の減少となりました。この主な要因は、未払法人税等が4千1百万円増加、前受金が6百万円減少、買掛金が3億1千3百万円減少、1年内返済予定の長期借入金が2千2百万円減少、未払金が1千8百万円増加したことによるものであります。固定負債の残高は、9億1千4百万円となり、前事業年度末に比べ1億5千6百万円の減少となりました。この主な要因は、長期借入金が1億5千万円減少したことによるものであります。この結果、負債合計は、15億9百万円となり、前事業年度末に比べ4億2千2百万円の減少となりました。

#### 純資産の部

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、45億5千6百万円となり、前事業年度末に比べ1億7千1百万円の増加となりました。この主な要因は、利益剰余金が1億6千4百万円増加したことによるものであります。

#### (2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
計	9,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和5年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和6年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,984,500	4,984,500	名古屋証券取引所 (メイン市場)	単元株式数 100株
計	4,984,500	4,984,500	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和5年12月31日	-	4,984,500	-	2,271	-	2,137

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和5年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

令和5年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,973,400	49,734	-
単元未満株式	普通株式 6,000	-	-
発行済株式総数	4,984,500	-	-
総株主の議決権	-	49,734	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式94株が含まれております。

## 【自己株式等】

令和5年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社御園座	名古屋市中区栄 一丁目6番14号	5,100	-	5,100	0.10
計	-	5,100	-	5,100	0.10

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

## (1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)	就任 年月日
監査役 (社外)	平林 拓也	昭和44年 6月11日	平成10年4月 弁護士登録(愛知県弁護士会) 青山・井口法律事務所(現アイ・ パートナーズ法律事務所)入所 平成27年4月～ 愛知県弁護士会副会長 平成28年3月 令和5年12月 当社監査役(現任)	(注)	-	令和5年 12月5日

(注)当社社外監査役高橋治朗氏の逝去により、法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなったため、名古屋地方裁判所に仮監査役の選任の申立てを行ってございましたところ、同裁判所より仮監査役として平林拓也氏を選任した旨の決定通知を受けたものであります。仮監査役の任期は、令和6年6月開催予定の当社定時株主総会において監査役を選任するまでの期間となります。

## (2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
監査役(社外)	高橋 治朗	令和5年10月25日 (逝去による退任)

## (3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性9名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(令和5年10月1日から令和5年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(令和5年4月1日から令和5年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、オリエント監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第133期事業年度 東陽監査法人

第134期第3四半期会計期間及び3四半期累計期間 オリエント監査法人

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和5年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	823,987	999,175
売掛金	257,672	57,712
貯蔵品	1,100	1,403
未収入金	50,067	-
その他	45,995	25,525
流動資産合計	1,178,823	1,083,816
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,334,780	2,243,665
機械及び装置(純額)	539,020	470,778
土地	2,124,656	2,124,656
その他	77,418	68,412
有形固定資産合計	5,075,875	4,907,512
無形固定資産	12,591	7,423
投資その他の資産		
投資有価証券	43,399	50,482
その他	6,427	17,261
貸倒引当金	739	739
投資その他の資産合計	49,087	67,004
固定資産合計	5,137,554	4,981,940
資産合計	6,316,377	6,065,757

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和5年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	412,480	99,386
1年内返済予定の長期借入金	224,181	201,674
未払金	24,386	43,246
未払法人税等	-	41,056
前受金	156,253	149,420
その他	43,181	59,844
流動負債合計	860,483	594,628
固定負債		
長期借入金	800,000	650,000
繰延税金負債	257,484	257,487
退職給付引当金	4,962	5,146
その他	8,927	2,247
固定負債合計	1,071,374	914,880
負債合計	1,931,858	1,509,509
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,271,937	2,271,937
資本剰余金	2,137,621	2,137,621
利益剰余金	2,058	166,791
自己株式	39,817	39,905
株主資本合計	4,371,800	4,536,446
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,718	19,801
評価・換算差額等合計	12,718	19,801
純資産合計	4,384,519	4,556,248
負債純資産合計	6,316,377	6,065,757

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期累計期間 (自令和4年4月1日 至令和4年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和5年4月1日 至令和5年12月31日)
売上高	1,930,512	2,559,857
売上原価	1,500,318	1,886,344
売上総利益	430,194	673,513
販売費及び一般管理費	458,469	476,937
営業利益又は営業損失( )	28,274	196,575
営業外収益		
受取配当金	1,377	1,835
その他	1,632	1,381
営業外収益合計	3,009	3,217
営業外費用		
支払利息	10,273	8,268
支払手数料	10,500	-
その他	1,164	1,985
営業外費用合計	21,938	10,253
経常利益又は経常損失( )	47,203	189,539
特別利益		
補助金収入	-	8,000
特別利益合計	-	8,000
特別損失		
公演中止損失	1 56,398	-
臨時休業等による損失	2 27,415	-
特別損失合計	83,813	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	131,017	197,539
法人税、住民税及び事業税	732	32,803
法人税等調整額	7,132	2
法人税等合計	6,399	32,805
四半期純利益又は四半期純損失( )	124,617	164,733

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

特別損失の内容

前第3四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)

1. 公演中止損失

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、当社主催の演劇公演を6月及び7月に一部中止、また12月にも一部中止といたしました。このため当該公演にかかる制作費・キャンセル料等を公演中止損失として特別損失に計上しております。

2. 臨時休業等による損失

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、当社主催の演劇公演を6月及び7月に一部中止、また12月にも一部中止とし劇場を休業いたしました。このため臨時休業中に発生した減価償却費・租税公課等を臨時休業等による損失として特別損失に計上しております。

当第3四半期累計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)
減価償却費	188,228千円	184,894千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は劇場事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)
観覧券売上	1,693,177	2,285,163
その他( )	237,335	274,694
顧客との契約から生じる収益	1,930,512	2,559,857
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,930,512	2,559,857

顧客から生じる収益のその他には、劇場内での顧客の便宜を図るためのプログラム、飲み物、お土産などの販売や、付帯収入としての広告収入等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	25円03銭	33円08銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	124,617	164,733
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	124,617	164,733
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,979	4,979

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

令和6年2月14日

株式会社御園座  
取締役会 御中

オリエント監査法人  
大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西田誠
指定社員 業務執行社員	公認会計士	前田佳久
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤岡亮祐

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社御園座の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第134期事業年度の第3四半期会計期間（令和5年10月1日から令和5年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和5年4月1日から令和5年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社御園座の令和5年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### その他の事項

会社の令和5年3月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して令和5年2月13日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して令和5年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。